

令和7年度 男女共同参画に関する年次報告書



大田原市

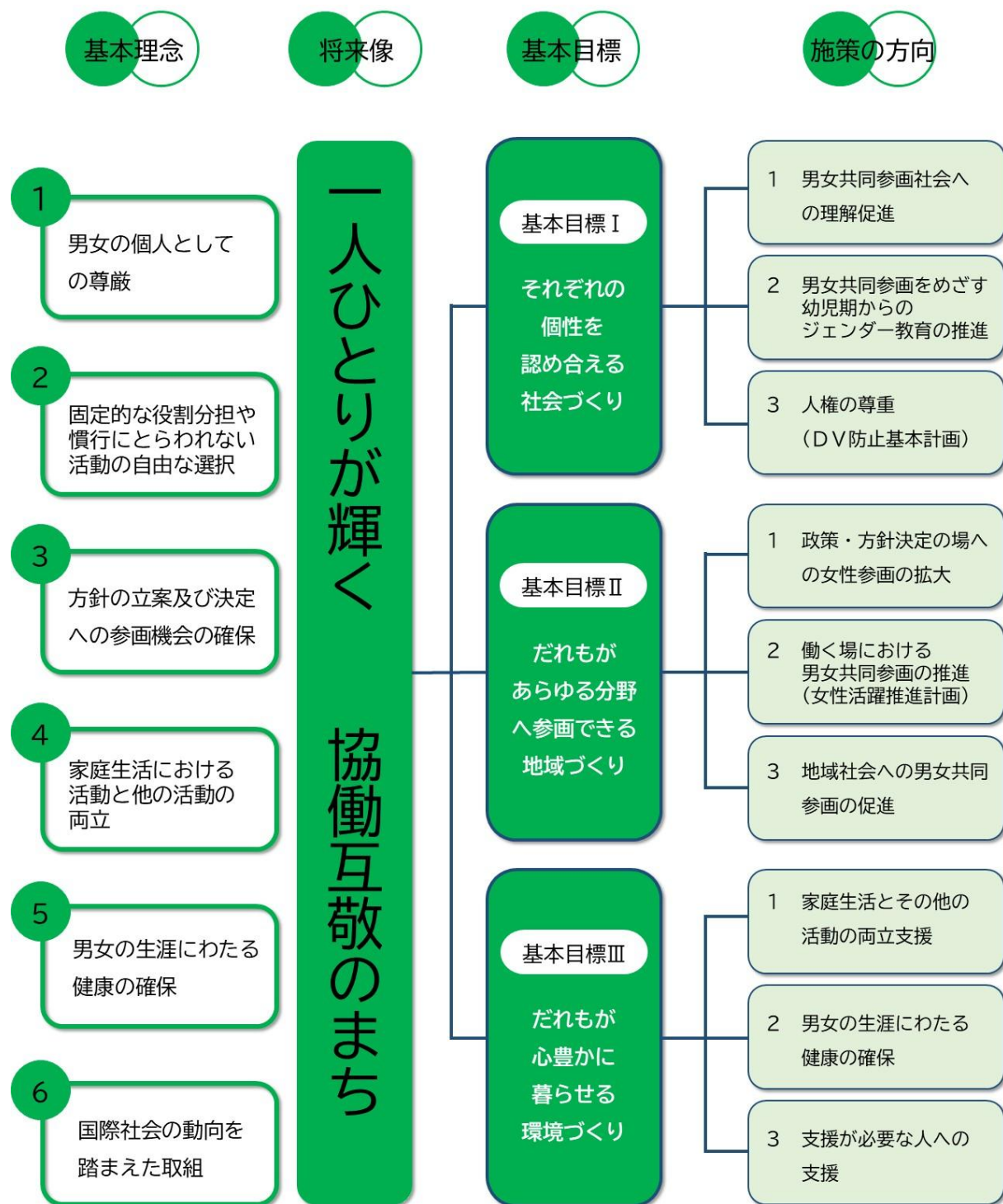
令和 7 年度男女共同参画に関する年次報告書について

本書は、大田原市男女共同参画を推進する条例（平成16年10月1日施行）第14条に基づく年次報告書として作成したものであり、大田原市の男女共同参画の現状及び本市が令和7年度に取り組んできた男女共同参画に関する施策の実施状況を「おおたわら男女共同参画プラン（第4次大田原市男女共同参画行動計画）」の施策の方向ごとに取りまとめ報告いたします。

目 次

●おおたわら男女共同参画プラン施策の体系	1
I 男女共同参画の推進状況	
おおたわら男女共同参画プランが目指す目標値進捗状況	3
【基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり】	
施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進	4
施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進	4
施策の方向3 人権の尊重（DV防止基本計画）	4
【基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり】	
施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大	5
施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）	6
【基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり】	
施策の方向1 家庭生活とその他の活動の両立支援	6
【計画の推進】	
推進体制の充実	7
II 男女共同参画に関する施策の実施状況	
【基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり】	
施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進	9
施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進	10
施策の方向3 人権の尊重（DV防止基本計画）	14
【基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり】	
施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大	18
施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）	20
施策の方向3 地域社会への男女共同参画の促進	25
【基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり】	
施策の方向1 家庭生活とその他の活動の両立支援	26
施策の方向2 男女の生涯にわたる健康の確保	30
施策の方向3 援助が必要な人への支援	35
【計画の推進】	
1 推進体制の充実	39
2 プランの進行管理	42
参考資料	
大田原市男女共同参画を推進する条例	44
大田原市男女共同参画審議会規則	49

●おおたわら男女共同参画プラン施策の体系



I 男女共同参画の推進状況

おおたわら男女共同参画プランが目指す目標値進捗状況

指 標 項 目		基 準	現 状	目 標	令和7年度 達成状況
		令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり					
1	男女共同参画に関する広報紙「ばらんす」の発行	年2回	年2回	年2回	目標達成
2	家庭教育学級参加者数	年639人	年1,470人	年2,800人	
3	市広報紙を活用したDV防止の啓発	年4回	年4回	年4回	目標達成
基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり					
1	審議会・委員会等における女性委員の割合	24.0%	24.9%	35.0%	
2	女性農業委員の全体に占める割合	23.5%	35.3%	30.0%	目標達成
3	女性が働きやすい環境づくりの取組をしている企業数	新規	年1社	年5社	
基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり					
1	認知症サポーターの数（計画期間の累計）	14,013人	20,376人	16,400人	目標達成
2	乳がん検診受診率（40歳～69歳）（全方式の合計）	新規	61.4%	60.0%	目標達成
3	ファミリーサポートセンター利用件数	新規	年583人	年570人	目標達成

【基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり】

施策の方向１ 男女共同参画社会への理解促進

- (1) 普及啓発活動の推進
- (2) 情報の収集・提供の充実

◆男女共同参画に関する広報紙「ばらんす」の発行状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
発行回数	２回	２回	２回	２回	２回
発行部数	39,950部	39,900部	39,000部	39,000部	39,000部

施策の方向２ 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進

- (1) ジェンダー平等に関する教育の推進
- (2) 家庭・地域における男女共同参画に関する学習の推進
- (3) 国際交流の推進

◆家庭教育学級の開催状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受講者数	941人	1,483人	1,984人	1,864人	1,470人
開設回数	19回	44回	61回	43回	38回
学習時間	38.6時間	67.1時間	125.5時間	90.5時間	80.4時間

施策の方向３ 人権の尊重（DV防止基本計画）

- (1) DV防止に対する啓発の推進
- (2) DV相談体制の充実
- (3) DV被害者の保護と自立の支援
- (4) 関係機関との連携の強化

◆DV防止啓発についての記事の広報紙等掲載回数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
年間掲載回数	５回	５回	５回	５回	４回

◆DV相談件数（市福祉事務所）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
DV相談件数	25件	29件	17件	30件	22件

【基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり】

施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

- (1) 政策・方針決定の場への女性参画促進
- (2) 人材育成の推進

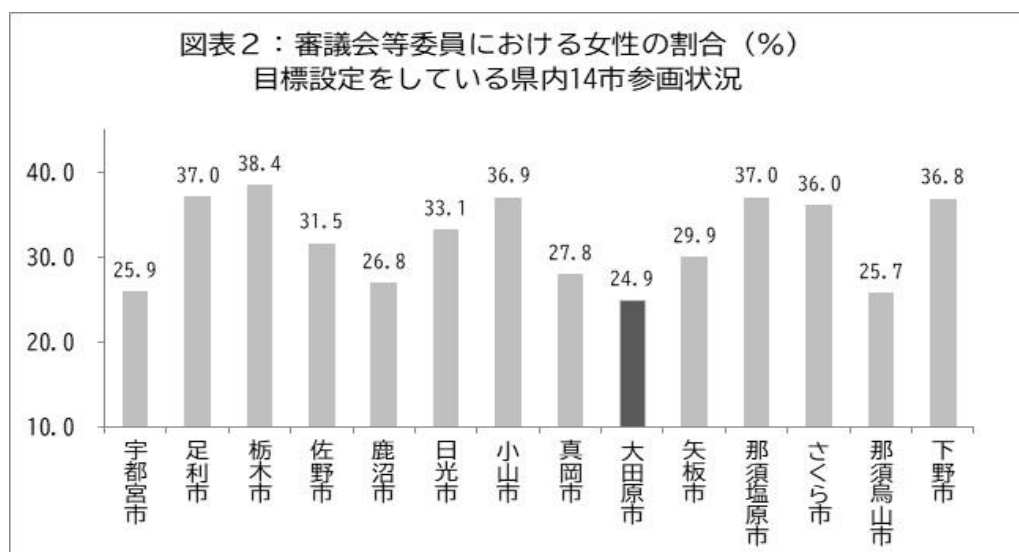
◆市の審議会・委員会等への参画状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
審議会等数	71	71	71	74	76
うち女性のいる審議会等数	61	57	59	64	67
総委員数	1,022人	1,017人	1,021人	1,057人	1,098人
うち女性委員数	236人	228人	225人	247人	273人
女性委員の割合	23.1%	22.4%	22.0%	23.4%	24.9%

(各年4月1日時点)



(令和7年4月1日時点)



資料：栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課公表資料より

■14市平均 32.7% ■栃木県 39.6% ■県の目標値 40.0%

施策の方向２ 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

- (1) 働きやすい職場環境の整備
- (2) 起業・再就職への支援
- (3) 農業における男女共同参画の推進

◆農業委員への参画状況（各年7月20日時点）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
農業委員数	17人	17人	17人	17人	17
うち女性の農業委員数	4人	4人	6人	6人	6人
女性委員の割合	23.5%	23.5%	35.3%	35.3%	35.3%

◆女性が働きやすい環境づくりの取組をしている企業数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
企業数	年2社	年3社	年3社	年3社	年1社

【基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり】

施策の方向１ 家庭生活とその他の活動の両立支援

- (1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- (2) 子育て・介護支援体制の充実

◆認知症サポーター数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認知症サポーター数	14,769人	16,129人	17,580人	18,927人	20,376人

◆ファミリーサポートセンター利用件数

	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用件数	新規	642件	719件	736件	584件

施策の方向２ 男女の生涯にわたる健康の確保

- (1) 生涯を通じた健康保持の推進
- (2) 母子保健の充実

◆乳がん検診受診率（40歳～69歳）（全方式の合計）

	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診率	新規	68.4%	67.4%	66.6%	61.4%

【計画の推進】

1 推進体制の充実

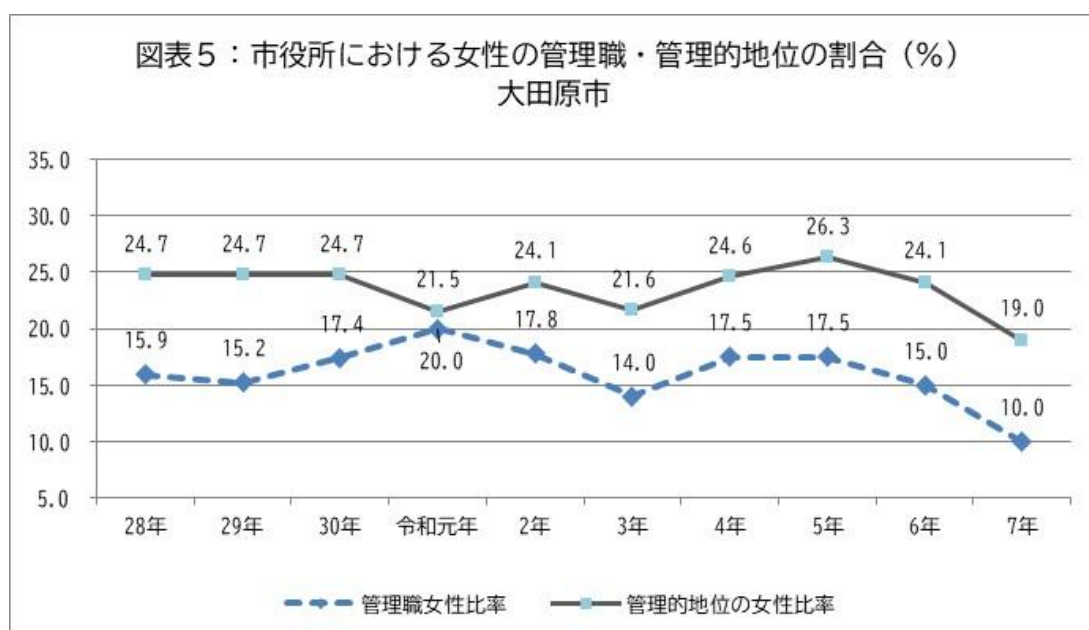
◆市役所における管理的地位の女性職員の割合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全職員	35.8%	35.9%	36.3%	36.6%	36.0%
管理職	14.0%	17.5%	17.5%	15.0%	10.0%
管理的地位	21.6%	24.6%	26.3%	24.1%	19.0%

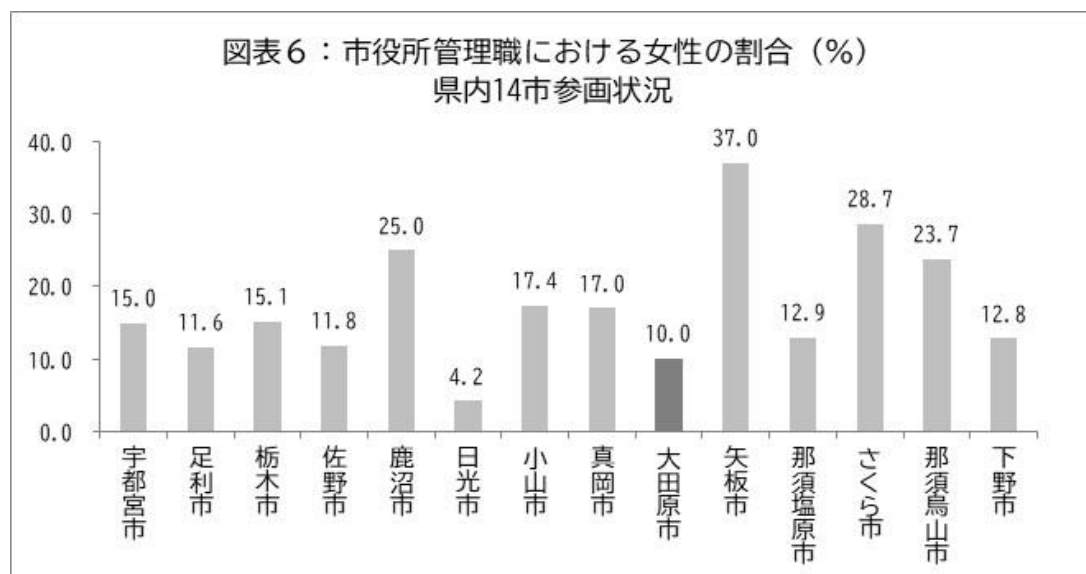
※管理職：部長級及び課長級

管理的地位：部長級、課長級及び課長補佐級

(各年4月1日時点)



(令和7年4月1日時点)



資料：栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課公表資料より

■14市平均 16.5% ■栃木県 18.0%

Ⅱ 男女共同参画に関する施策の 実施状況

評価の目安

- A：達成された（90%以上）
B：概ね達成された（80%以上）
C：あまり達成されていない（60%以上）
D：達成されていない（60%未満）

【基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり】

施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進

施策(1)啓発活動の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
ジェンダー平等に配慮した広報 【政策推進課】（全課） 《事業内容》 市から発行する広報紙等において、言葉づかいや文章表現・写真・イラスト等の使用について、ジェンダー平等の視点に配慮し作成します。	広報紙の作成は、情報政策課がジェンダー平等の視点に配慮したチェックを行い、性別役割分担意識を助長しない表現や多様性に配慮した写真・イラストを使用した。 《評価》 ジェンダー平等の視点を取り入れたイラストや写真を選定し、表現方法にも配慮したことで、性別役割分担を固定化させない情報発信を行うことができた。 《課題》 広報紙は編集の際に情報政策課で確認しているが、各課で作成するSNSや通知等は、各担当者が作成するため、チェックリストの作成や研修など、誰が作成してもジェンダー平等の視点で作成できる体制づくりが今後の課題である。	A
SDGsへの取組 【政策推進課】 《事業内容》 SDGsの目標の1つである「ジェンダー平等の実現」への取組を推進すると共に、市民・事業所等に向けた普及啓発を図ります。	○男女共同参画広報紙「ばらんす」において、ジェンダー平等の視点を取り入れた防災特集を掲載し、女性やこども、高齢者等への配慮や防災グッズ等を紹介した。 ○男女共同参画に積極的に取り組む事業者を表彰し、広報紙「ばらんす」や市ホームページで取り上げ、周知啓発した。 《評価》 広報紙や市ホームページ等を通じて、市民・事業者に向けて、ジェンダー平等の実現に関して情報発信し、意識醸成、普及啓発に努めた。 《課題》 対象者の属性に応じた、効果的な周知、啓発方法を考え、継続して普及啓発し、意識変容につなげていくことが課題である。	A

施策(2)情報の収集・提供の充実

事業	令和7年度実施状況	評価
男女共同参画広報紙の発行【政策推進課】 《事業内容》 男女共同参画に関する広報紙として「ばらんす」を発行し、意識啓発と情報提供を行います。	大田原市男女共同参画広報紙「ばらんす」第59号、第60号の年2回発行を行い、男女共同参画に関する情報を市民へ提供し、意識啓発を行った。 《評価》 ボランティアの編集委員と協働することで、専門的な視点だけでなく、市民の関心に寄り添った読みやすく、わかりやすい紙面づくりに努めた。 《課題》 広報を手にする機会の少ない若年層に向けて、SNSを活用した内容の周知、電子版への誘導が今後の課題である。	A
男女共同参画に関する情報の提供【政策推進課】 《事業内容》 広範囲な情報の収集を行い、ホームページの活用により、男女共同参画に関する情報の提供を行います。	広報おおたわらや市ホームページ、よいちメール等を活用し、男女共同参画に関する情報を随時発信した。具体的には、国際女性の日、栃木県が実施する「男女生き生き企業」認定や「とも家事」の推進といった県施策の周知をはじめ、本市で開催する講座等の案内を積極的に行い、市民や事業者への情報提供に努めた。 《評価》 今後も市ホームページとよいちメール、市公式LINEを活用し、積極的に情報提供していく。 《課題》 広報おおたわら、よいちメール等、各種媒体を組み合わせ、継続的に情報提供を行うことが必要である。	A

施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進

施策(1) ジェンダー平等に関する教育の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
キャリア教育、進路指導の充実【学校教育課】 《事業内容》 女性の進路の拡充についての情報に触れ、女性の社会参加や地位向上について適切な認識を持つことができるよう、望ましい勤労観や職業観の育成を図ります。	各学校において「生きる力」を身に付け、社会人・職業人として自立していくことができるように、小学校段階から体系的なキャリア教育に取り組んでいる。その中で、女性の進路の拡充についての情報に触れ、女性の社会参加や地位向上について認識をもち、望ましい勤労観や職業観の育成を図った。 《評価》 中学2年生で実施する職場体験学習の充実など学校内外の教育資源を有効に活用しながら、推進に努めた。 《課題》 男女共同参画社会の形成という現代社会の喫緊の課題に対して、今後、さらに児童・生徒の意識を高めていかなければなりません。	B

小学生交流事業 【生涯学習課】 《事業内容》 市内小学生と岡山県井原市の小学生が派遣・受け入れによる現地での交流・交歓を図ることで、男女共同参画の意識を学ぶ機会を提供します。	○岡山県井原市と大田原市で派遣・受入を隔年で交替し、事業を行っている。令和7年度は井原市の小学生を17名受け入れ、大田原市の小学生17名と交流・交歓を図った。 【受入期間】 令和7年7月31日(木)～8月2日(土) <table><tr><td>児童人数</td><td>男</td><td>女</td><td>計</td></tr><tr><td>大田原市</td><td>7</td><td>10</td><td>17</td></tr><tr><td>井原市</td><td>10</td><td>7</td><td>17</td></tr><tr><td>計</td><td>17</td><td>17</td><td>34</td></tr></table> 《評価》 班別行動時には、男女ともに協力しながら交流を行った。様々な場面で特に男女で別れることもなく、一つの団体として行動する意識が感じられた。令和8年度の派遣でも児童が交流・交歓を図れるよう計画する。 《課題》 特になし	児童人数	男	女	計	大田原市	7	10	17	井原市	10	7	17	計	17	17	34	A
児童人数	男	女	計															
大田原市	7	10	17															
井原市	10	7	17															
計	17	17	34															
発達段階に応じた人権教育の充実 【学校教育課】 《事業内容》 道徳の指導計画の中に「性の尊重に関わる題材」を位置付け、指導の充実を図ります。	年間指導計画や別葉に、発達の段階に応じた健全な異性観を持てるような題材や、家庭生活の大切さを考えさせる題材を位置付け、道徳や各教科において、人権に配慮した授業を展開し、教育活動を通して差別のない望ましい人間関係の構築を図った。 《評価》 「健全な異性観」をもてるような授業が位置付けられ、計画的に実施されており、市内各小中学校で男女の関係における人権感覚が高まっている。 《課題》 男女の関係における人権感覚の向上が見られる一方で、近年は性の多様性への理解も重要であることから、異性観に限らない多様な性の在り方への配慮や理解を深める教材・指導の充実を図ることが必要であると考えられる。	B																

施策(2) 家庭・地域における男女共同参画に関する学習の推進

事業	令和7年度実施状況					評価
家庭教育学級の開設 【生涯学習課】	家庭教育学級					A
《事業内容》 健全で豊かな人間性を育む家庭のあり方を考えるため、地区公民館において、地域・社会での実践を通した学習活動を行います。	公民館名	学級数	受講者(延べ)	回数	学習時間	
	大田原東	1	211	5	16.4	
	大田原西	1	15	1	1.5	
	金田北	1	72	4	7.5	
	金田南	1	334	9	12	
	親 園	1	336	4	8	
	野 崎	1	144	4	7	
	佐久山	1	94	6	10.5	
	湯津上	1	179	2	4	
須賀川	1	85	3	13.5		

	《評価》 親子で学び交流できる貴重な機会として、着実に成果を上げている。 各地区において特色ある取組が行われ、地域の実情に応じた学習の場が提供されている。 多様な内容により、参加者の関心やニーズに応じた学びの機会が確保されており、今後も、家庭と地域をつなぐ有意義な事業として、さらなる充実が期待される。 《課題》 参加者数が伸び悩んでおり、地区間で大きな差が見られる。開催回数や周知方法、内容の伝わり方により、参加状況に影響が生じている。 また、共働き世帯の増加などにより、参加しにくい環境となっていることも課題である。 このため、魅力の向上と参加しやすい仕組みづくりの両面での改善が求められている。	
男女共同参画講座等の実施 【政策推進課】 《事業内容》 固定的な性別役割分担意識が芽生える以前から男女共同参画教育の推進を図ると共に、男女共同参画の意識の醸成を図るための講座や講演会を実施します。	○キャリアデザイン講座（栃木県立大田原女子高校） ※内閣府男女共同参画局主催「STEM Girls Ambassadors（理工系女子応援大使派遣事業）」 期日：令和7年10月20日 内容：講演「行きたい道を切り拓け。」 講師：日本マクドナルド株式会社 取締役上席執行役員 CMO ズナイデン房子氏 参加者：大田原女子高校 全校生 582人 ○高校生対象講座（栃木県立大田原高校） 期日：令和7年9月18日 内容：講演「人権としての＜性＞をまなぶ」 講師：宇都宮大学 共同教育学部 准教授 良 香織氏 参加者：大田原高校 全校生 572人 ○キャリアデザイン講座（栃木県立黒羽高等学校） 期日：令和7年12月5日 内容：講演「無意識の思いこみに気づこう！アンコンシャスバイアス」 講師：宇都宮大学 DE&I 推進センター 特任助教 川面 充子氏 参加者：黒羽高校 2年生 59人 ○小中学生理工チャレンジ講座 期日：令和7年8月25日 場所：大田原市役所 301・302 会議室 内容：【第1部】実験「身の回りの水溶液の性質を調べよう」 【第2部】ワークショップ「自分の『好き』の仕事を探してみよう」 講師：帝京大学理工学部 准教授 平澤孝枝氏、 帝京大学理工学部 准教授 高山優子氏 参加者：第1部 23名、第2部 19名	A

	○男女共同参画視点の防災講座 期日：令和7年7月30日 場所：大田原市役所 102 会議室 内容：「みんなにやさしい防災講座」 講師：（公財）とちぎ男女共同参画財団 防災士 芳村佳子氏 参加者：23 名 ○とも家事推進講座 期日：令和7年12月24日 場所：大田原市役所 101 市民協働ホール 内容：備蓄と収納でつくる「とも家事防災」講座 講師：防災備蓄収納1級プランナー講師 櫻井 澄子氏 参加者：29 名 《評価》 市内高校と連携し講座を開催するなど、幅広い世代に合わせた講座を開催することができた。延べ参加者数は1,300 人を超え、各講座において、受講者アンケートの9割以上が「とてもよかった」「よかった」と回答するなど、高い満足度を得ている。 《課題》 男女共同参画の意識の醸成、意識変容には長期的な視点での取り組みが求められる。そのため、今後もニーズをとらえた講座を継続的に実施していくことが必要である。	
--	---	--

施策(3)国際交流の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
中学生交流事業の実施 【生涯学習課】 《事業内容》 海外派遣や外国人の受け入れでの体験を通じて、異文化への理解を深めると共に、国際感覚を身に付け、国際社会における男女共同参画を認識する機会を提供し、人間性豊かな生徒を育成します。	【中学生の交流事業は派遣・受入を隔年で実施】 ○大田原市中学生交流事業(ウエストコビナ市へ派遣) 令和7年度はウエストコビナ市生徒交流事業の実施年度であったため、中学生交流事業は実施しませんでした。 ○ウエストコビナ市生徒交流事業（大田原市で受入） 令和7年度は受入を計画していたが、ウエストコビナ市側の申し入れによって中止となった。 《評価》 令和8年度は、姉妹都市であるウエストコビナ市へ大田原市の中学生を派遣し、ホームステイ体験を通して交流を深め、相互理解と友好親善を図る。 《課題》 ○派遣事業である中学生交流事業は、感染症の流行や渡航先の安全状況によって、事業が中止となる場合がある。 ○受入事業であるウエストコビナ市生徒交流事業は、ウエストコビナ市側での応募状況によって、交流事業が中止となる場合がある。	-

高校生交流事業の実施 【生涯学習課】	【高校生の交流事業は派遣・受入を隔年で実施】 ○大田原市高校生交流事業(英国セントアンドリュースへ派遣) 【派遣期間】 令和7年7月24日(木)～8月4日(月) 【派遣生徒内訳】 <table><tr><td>生徒人数</td><td>男</td><td>女</td><td>計</td></tr><tr><td>大田原市</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td></tr></table>	生徒人数	男	女	計	大田原市	2	2	4	A
生徒人数	男	女	計							
大田原市	2	2	4							
《事業内容》 海外派遣や受け入れでの体験を通じて、異文化への理解を深めるとともに、国際感覚を身に付け、国際社会における男女のあり方を認識する機会を提供し、人間性豊かな生徒を育成します。	《評価》 令和8年度は、セントアンドリュースからの受入を実施し、ホームステイ体験を通して交流を深め、相互理解と友好親善を図る。 《課題》 感染症の流行や渡航先の安全状況によって、事業が中止となる場合がある。									
国際交流会への支援 【生涯学習課・政策推進課】	○令和7年度は自主財源で活動を実施することが可能であったため、補助の申請はありませんでした。 外国語教室の支援：67回	A								
《事業内容》 市民が多様な文化や価値観に触れることができるよう、市民レベルで外国人との交流活動を行う団体である国際交流会に対し、補助金の交付や日本語・英会話・中国語等の各教室の支援をします。	《評価》 大田原国際交流会と情報を密にし、外国語教室に対して引き続き適切な支援を行う。 《課題》 大田原国際交流会において日本語教室を行っているが、ボランティアの高齢化が課題になっている。									

施策の方向3 人権の尊重（DV防止基本計画）

施策(1) DV防止に対する啓発の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
広報・啓発の充実 【政策推進課】 《事業内容》 パンフレット等の設置配布や、広報紙へ年数回、DV防止法や相談窓口を掲載し、市民に対してDVが犯罪であり重大な人権侵害であるということの周知を行います。	○広報おおたわら6月号、8月号、11月号、1月号においてDV相談窓口に関する周知記事を掲載した。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に合わせ、市役所1階総合窓口にて、相談窓口の記載されたカード及び啓発用ウェットティッシュを設置し、来庁者への配布・周知を行った。	A
	《評価》 ○DV防止の啓発について、年間4回にわたり、継続的に実施できた。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間の啓発では、相談窓口の情報を市民に対し直接的に提供でき、DV防止への意識喚起を図ることができた。	

	《課題》 市役所に来庁する市民、広報紙を見ていない市民以外の層（若年層等）に対しても、SNS等のデジタル媒体を用いた情報発信の強化が必要である。また、関係機関との連携により啓発活動の更なる充実を図ることが課題である。	
若年層を対象とした性暴力等被害防止に向けた啓発 【政策推進課】 《事業内容》 デートDV、JKビジネス、ストーカー等のあらゆる形態の暴力に対する防止に向けた啓発を行います。	若年層の性暴力予防月間（4月）に合わせ、内閣府が作成した啓発ポスターを市庁舎掲示板に掲示し、若年者を含む来庁者へ周知啓発を行った。 《評価》 市内高校と連携し、講座を開催することで周知啓発を図った。今後は市ホームページ等を活用し、周知啓発に努める。 《課題》 デジタルツールを用いた啓発や学校・関係機関との連携等を強化し、広く周知していくことが必要である。	A
あらゆる暴力の根絶に向けた人権教育の充実 【学校教育課】 《事業内容》 人権教育の指導計画の中に「女性に対する暴力の根絶に向けた内容」を位置付け、指導の充実を図ります。	教職員の人権感覚を高めるため、「デートDVを考える研修会」「性暴力について考える研修会」等様々な研修を周知し、人権教育担当者を中心に、児童生徒への指導の充実を図った。 《評価》 各校での指導の更なる充実を図るため、更に研修の周知など働きかけを進めていく。 《課題》 研修等への積極的な参加の促進と、研修内容の実践への反映の充実が求められる。	B

施策(2)DV相談体制の充実

事業	令和7年度実施状況	評価
相談体制の整備 【こども支援課】 《事業内容》 大田原市福祉事務所に於いて女性相談支援員を配置し、DVやストーカーの被害者からの各種相談に応じるほか、必要な支援を行います。また、相談窓口の周知に努めます。	窓口・庁舎内情報コーナー・関係施設等にて、「子育て・DV・離婚に関する相談窓口」に関する情報周知用パンフレット・カード等を設置・配布した。 ・夫等からの暴力の相談 実件数 22件（延83件） ・離婚等の相談 実件数 62件（延118件） 《評価》 相談員の配置により継続的な相談対応が可能となり、一定の相談実績が得られていることから、事業は概ね適切に実施されている。	A

	《課題》 潜在的な被害者への周知が十分とは言えず、相談につながっていないケースも想定されるため、周知方法の工夫と関係機関との連携強化が必要である。	
女性相談支援員の研修機会の提供 【こども支援課】 《事業内容》 女性相談支援員のスキルアップを目的とした研修会への参加や、女性相談支援員間で事例等の情報を共有することで相談対応力向上を図ります。	・女性支援業務関係職員研修会（年6回） ・配偶者暴力防止対策ネットワーク会議及び困難な問題を抱える女性支援調整会議 ・栃木県DV被害者対策実務担当者会議（年2回） ・栃木県DV被害者等地域支援サポーター交流会 ・こころのケア講座（4回） ・性暴力を考える講座（年2回） ・県北地区研修会（年3回） ・困難な問題を抱える女性支援者等セミナー（年2回） ・関東甲信越地区女性支援事業研究協議会 《評価》 各種研修や意見交換会への参加により、女性相談支援員の知識・対応力の向上が図られており、相談支援体制の充実につながっている。 《課題》 各種研修に参加しているものの、相談内容の複雑化・多様化に対応するためには、継続的なスキル向上と実践的な対応力の強化が引き続き必要である。	A
二次被害の防止 【こども支援課・市民課・建築住宅課】 《事業内容》 被害者に対して円滑な窓口の対応、行政手続きを行うため、各課の情報共有を行います。	○令和7年度、新規37件、継続66件、変更11件、終了32件、合計146件の支援措置申出について、住基システムに対象者である旨の情報登録をすると共に、関係各課に対してもスペースを利用し情報提供を行った。 ○必要に応じて各課において情報共有し、場合によっては同行、同席して円滑な窓口対応を実施した。 《評価》 ○新規・変更等の情報をその都度更新し、スペースにてすべての対象者情報を関係各課と共有できた。 ○必要に応じた情報共有や同行・同席対応により、被害者に配慮した円滑な窓口対応が図られており、二次被害の防止に寄与している。 《課題》 ○関係各課における情報共有は行われているものの、被害者の状況に応じた迅速かつ適切な対応を行うため、引き続き連携体制の強化と職員の理解促進が必要である。 ○次年度に向けて関係各課と連携し、支援措置情報を常に最新の状態にできるような体制づくりを行っていききたい。	A

施策(3)DV被害者の保護と自立の支援

事業	令和7年度実施状況	評価
市営住宅への優先入居 【建築住宅課・こども支援課】 《事業内容》 DV被害等にあった市民へ市営・市有住宅の空き状況などを提供し、空き住戸に対して速やかにかつ適切に入居できるよう支援します。	両課の情報共有により市営住宅の空き状況等を提供した。 令和7年度 相談実績 2件 入居実績 0件 《評価》 ○両課の連携により空き状況の情報提供や入居要件の配慮を行うなど、DV被害者の住居確保に向けた支援体制が整備されている。 ○市営住宅への単身入居に際してDV被害者の方について入居要件を緩和し住居の確保に配慮している。加害者の状態、DV被害者の心境や状況を把握し、今後も適切な対応・案内・情報提供を行える体制づくりを図る。 《課題》 ○相談は一定数あるものの入居実績に結びついていないことから、被害者の状況に応じた柔軟な対応や、入居につなげるための支援体制の強化が必要である。 ○即日入居が困難なため、シェルター利用等で準備期間を対応する必要がある。	A

施策(4)関係機関との連携の強化

事業	令和7年度実施状況	評価
県の配偶者暴力相談支援センターとの連携 【こども支援課】 《事業内容》 緊急性のある被害者に対し、迅速かつ適切な対応及び支援を行っていくため、県の配偶者暴力相談支援センターと情報を共有するなど、綿密な連携を図ります。	○配偶者暴力ネットワーク会議での情報交換等 ○母子支援施設訪問及び要保護母子措置入所のための移送等 ※要保護母子措置入所のための移送 1件 《評価》 関係機関との連携のもと、要保護母子の移送等を適切に実施しており、緊急時の支援体制が機能している。 《課題》 関係機関との連携は図られているものの、緊急性の高い事案に迅速かつ的確に対応するため、引き続き情報共有体制の強化と連携の充実が必要である。	A
県及び近隣市町等との連携 【こども支援課】 《事業内容》 被害者に対し適切な対応ができるよう、県及び近隣市町等の関係機関と情報共有を図る等の連携を行います。	婦人保護業務関係職員研修「配偶者暴力防止対策ネットワーク会議（県主催）」に参加し、関係機関と情報交換をした。 《評価》 研修やネットワーク会議を通じて関係機関の実態把握と情報共有が図られており、連携強化及び相談対応力の向上に寄与している。 《課題》 関係機関との情報共有は行われているものの、被害者の多様な状況に対応するため、引き続き連携の強化と実務に即した情報共有の充実が必要である。	A

評価の目安

- A：達成された（90%以上）
B：概ね達成された（80%以上）
C：あまり達成されていない（60%以上）
D：達成されていない（60%未満）

【基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり】

施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

施策(1) 政策・方針決定の場への女性参画促進

事業	令和7年度実施状況	評価
審議会等における女性の登用の促進 【政策推進課】（全課） 《事業内容》 男女双方の意見を取り入れることができる環境づくりに配慮し、女性の登用率向上や女性のいない審議会等をなくすことに努めるよう庁内に働きかけます。	各種審議会・委員会等に占める女性委員の割合 24.9%（令和7年4月1日現在） 総委員数：1,098人 うち女性委員数：273人 審議会数76 うち女性のいる審議会数：67（88.2%） 《評価》 各種審議会・委員会等に占める女性委員の割合は、昨年より1.5ポイント増加した。また、審議会数のうち約9割近くで女性委員の登用が実現しており、女性がいない審議会の解消に向け、着実な環境整備が進んでいる。目標達成に向け、市の幹部会議での働きかけや男女共同参画庁内連絡会議構成員に対し、今後も働きかけを続ける。 《課題》 目標達成には、現状から10ポイントの増加が必要である。幅広い分野での女性人材の発掘を行うとともに、各所管部署に対し女性委員の選定を検討するよう、一層の働きかけが必要である。	C

施策(2) 人材育成の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
女性団体連絡協議会の連携と支援 【政策推進課】 《事業内容》 女性の活躍推進を目的に、女性団体の育成を推進し、組織の活性化を図ります。	男女共同参画の実現を目指し、女性の地位向上と住みよいまちづくりに貢献することを目的に組織されている大田原市女性団体連絡協議会の自主性を尊重しながら事業を実施し、活性化に努めた。 ○「一人ひとりが輝く大田原のつどい」 田中ひかるさん講演会（大田原市共催） 期日：令和8年1月31日（土） 場所：那須野が原ハーモニーホール 大ホール 内容：テーマ「大田原が生んだ“明治のナイチンゲール”大関和の物語」 【第1部】講演 講師：田中ひかる氏 【第2部】パネルディスカッション パネリスト：田中ひかる氏、義達祐未氏、 栃木県看護協会会長 朝野春美氏	A

	参加者：約 1,300 人 ※大田原市男女共同参画広報紙「ばらんす」第 60 号に特集記事として掲載し周知した。 ○3 市町女性団体研修交流会参加 期日：令和 7 年 9 月 5 日 場所：那須町文化センター 小ホール 内容：【第 1 部】講演会「防災士について・地震への備え」 【第 2 部】避難所設営体験および非常食試食会 【第 3 部】グループワーク「クロスロードゲーム」 講師：NPO 法人栃木県防災士会 理事長 稲葉 茂氏 参加者：49 名（大田原市女性団体連絡協議会より 20 名参加） ○大田原市人権フェスタ参加 期日：令和 7 年 11 月 29 日 場所：那須野が原ハーモニーホール小ホール 基調講演「あなたの“普通”は本当に普通？～アンコンシャス・バイアスから考える～」 講師：有限会社フェードイン 代表取締役 工藤 敬子氏 ※女性団体連絡協議会では、「無意識の思いこみについて考えよう」パネル展にて出展。 ○役員会：年間 10 回開催 《評価》 ○「一人ひとりが輝く大田原のつどい」において、「大関和」をテーマに約 1,300 人という多数の参加を得て講演会を開催できたことは、市民に強い関心を与え、女性の活躍を推進する好機となった。また、本イベントを広報紙「ばらんす」での特集記事とすることで、情報の認知度向上を図ることができた。 ○3 市町女性団体研修交流会への参加や大田原市人権フェスタへのパネル展の出展など、他団体と連携した活動を積極的に展開し、男女共同参画の理念を広く普及することができた。 《課題》 講演会等をきっかけとして、新規加入団体を確保し、組織の更なる活性化を図る。	
地域におけるリーダーの育成【政策推進課】 《事業内容》 地域の方針決定の場合への女性の参画を推進します。	○栃木県男女共同参画地域推進員 市広報紙に募集記事を掲載し、3 名から新規申請があった。 地域推進員：19 名（男性 3 名、女性 16 名） ※令和 8 年 3 月 31 日現在 ○とちぎウーマン応援塾 市広報紙、市ホームページに受講生募集の記事を掲載し周知した。また、女性団体連絡協議会にて周知した。	B

	《評価》 ○地域における人材発掘のため栃木県男女共同参画地域推進員について積極的に周知し、登録者を増やすことができた。 ○地域における女性リーダーの育成の機会として、栃木県の事業の周知に努めたが、申込みはありませんでした。今後も栃木県と連携し、女性リーダー育成講座等の周知に努める。	
	《課題》 市民全体への情報発信に加え、男女共同参画に取り組む団体やリーダー候補者に対し個別のアプローチが必要である。	

施策の方向２ 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

施策（１）働きやすい職場環境の整備

事業	令和７年度実施状況	評価
雇用均等に関する周知 【商工観光課】 《事業内容》 事業主に対して、男女雇用機会均等の確保や、多様な働き方のニーズに対応した就業環境づくり等の情報を提供するなど周知に努めます。	市庁舎等に男女雇用機会均等月間ポスターの掲示やリーフレットを設置し、周知を図った。 《評価》 関係機関等の事業スケジュールに対応した周知を行った。 《課題》 対象者への効果的な情報提供を行うため、市のホームページや広報等の活用について検証する必要がある。	B
事業者に対する周知啓発 【政策推進課】 《事業内容》 女性活躍推進等に積極的に取り組む事業者に対する公共調達のインセンティブ付与を周知啓発します。	栃木県が実施する「男女生き生き企業」認定制度及び、栃木県建設工事入札参加資格の技術評価点加点制度について、市ホームページの専用ページを最新情報に更新した。 《評価》 昨年度に作成した、市ホームページの専用ページを実情に合わせて修正し、栃木県の制度と連動させた情報発信をおこなうことで、正確に最新の情報を市内事業者に提供する体制を整備した。 《課題》 事業者に対する周知啓発のため、引き続き国や県の動向を注視しながら、周知啓発する必要がある。	B
育児・介護休業制度の普及啓発 【商工観光課】 《事業内容》 男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう市内企業に対し、育児・介護休業制度の啓発や情報の提供を行います。	市庁舎等に育児・介護休業制度の普及啓発ポスターの掲示やリーフレットを設置し、周知を図った。 《評価》 関係機関等の事業スケジュールに対応した周知を行った。 《課題》 対象者への効果的な情報提供を行うため、市のホームページや広報等の活用について検証する必要がある。	B

ハラスメント防止対策の推進 【商工観光課】 《事業内容》 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の防止に向けて、事業者や労働者及び市民に向けた広報・啓発を行います。	市庁舎等にセクハラ被害等各種ハラスメントに関する相談窓口周知のポスターの掲示やパンフレット等の設置し、周知を図った。 《評価》 関係機関等の事業スケジュールに対応した周知を行った。 《課題》 対象者への効果的な情報提供を行うため、市のホームページや広報等の活用について検証する必要がある。	B
男女共同参画推進事業者表彰の実施 【政策推進課】 《事業内容》 仕事と生活の両立支援や男女が共に働きやすい職場づくりについて、積極的に取り組む事業者を表彰することにより、男女共同参画社会の促進を図ります。	令和7年度受賞事業者 ・株式会社栃木銀行大田原支店 《評価》 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者を募集し、表彰及び公表することにより、事業者の積極的取組を周知啓発することができた。市広報紙や市ホームページで事業者の取組の詳細を紹介することで、広く市民や事業者に男女共同参画の意識づけができた。 《課題》 令和7年度は1社のみの応募という結果となり、制度の周知方法等を見直す必要がある。	B

施策(2) 起業・再就職への支援

事業	令和7年度実施状況	評価
職業能力開発の周知 【商工観光課】 《事業内容》 職業訓練の各種講座や教育訓練給付制度等の支援策の情報提供に努め、求職者や在職者のスキルアップを支援します。	市広報紙に職業訓練の各種講座や教育訓練給付制度の周知のため、情報提供を行うとともに、市庁舎にセミナーポスターやリーフレットを設置し、周知を図った。 《評価》 関係機関等の事業スケジュールに対応した周知を行った。 《課題》 対象者への効果的な情報提供を行うため、市のホームページや広報等の活用について検証する必要がある。	A
再就職希望者への支援 【商工観光課】 《事業内容》 子育て中の女性等の再就職希望者に対して、合同面接会や各種支援策等の情報提供に努めます。	市庁舎に公共職業安定所や県などが実施している再就職希望者への職業訓練等のポスターやリーフレットを設置し周知を図った。 大田原公共職業安定所と共催で、12月に市内企業に就職を希望する求職者向けに合同就職面接会を本庁舎で実施した。 《評価》 関係機関等の事業スケジュールに対応した周知を行った。 《課題》 対象者への効果的な情報提供を行うため、市のホームページや広報等の活用について検証する必要がある。	A

求人開拓事業の実施 【商工観光課】 《事業内容》 大田原公共職業安定所、大田原地区雇用協会と連携し、雇用機会の維持及び就労機会の拡大を図ります。	大田原市公共職業安定所、大田原地区雇用協会と連携し、講演会や視察など各種事業を推進し、雇用機会の維持及び就職機会の拡大を図った。 大田原公共職業安定所と共催で、12月に市内企業に就職を希望する求職者向けに合同就職面接会を本庁舎で実施した。 《評価》 関係機関と連携のうえ、就労機会の拡大を目的とした合同就職説明会を実施した。 《課題》 講演会等、事業実施に係る周知について、市のホームページや広報等の活用を検証する必要がある。	A
女性起業家の育成支援 【商工観光課・政策推進課】 《事業内容》 商工団体等と連携を図り、女性起業家の育成を支援することによって性別にとられない豊かな人材の育成を図ります。	本市創業支援等事業計画の創業支援事業者である大田原商工会議所において7月に創業スクールを実施した。 また、栃木県よろず支援拠点と協力し、11月に女性のための起業交流会を実施した。 《評価》 起業を考える女性の繋がる機会を提供し、参加者同士のマッチングを支援できた。 《課題》 関係団体との連絡を密に取り、引き続き女性起業家の育成支援を推進する。	A

施策(3) 農業における男女共同参画の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
農村女性リーダーの育成 【農政課・農業委員会】 《事業内容》 農村女性のエンパワーメントにつながる研修会等への参加を支援します。	県等が主催する研修会や情報交換会等に参加したほか、独自事業を行った。 なお、チームあゆみは女性農業委員で構成される全6名のグループである。 令和3年11月に結成された「チームあゆみ」は女性ならではの視点を生かし、各事業を展開し、地域農業の発展に寄与している。また、女性委員登用率35.3%を達成し、他市町を牽引したことが認められ、大田原市農業委員会は令和7年度農業委員会等表彰において農林水産大臣表彰を受賞した。 【本会主催独自事業】 ○期日：令和7年6月21日(土) 「はじめての農機具取り扱い講習会」 共催：那須野農業協同組合、JAなすのサービス株式会社、株式会社JAなすのアグリサポート 参加者：一般参加者21名、農業委員11名(うちチームあゆみ6名)、事務局3名 ○期日：令和7年10月25日(土) 「農業女子のつどい」 参加者：一般参加者134名、関係団体参加者49名、農業委員・農地利用最適化推進員22名(うちチームあゆみ6名)、事務局7名	A

	※独自事業開催に向けて、女性農業委員グループ「チームあゆみ」で打ち合わせを多数開催 【本会共催事業】 ○期日：令和7年5月29日（木） 「沖縄県農業会議先進地視察研修」 参加者：本市農業委員・推進委員 17 名（うちチームあゆみ 6 名）、沖縄県農業会議 30 名、事務局 8 名（本市 4 名、沖縄県 4 名） ※「チームあゆみ」事例発表 ○期日：令和7年11月6日（木） 「北海道富良野市農業委員会視察研修」 参加者：本市農業委員 9 名（うちチームあゆみ 6 名）、富良野市農業委員 10 名、事務局（本市 4 名、富良野市 1 名） ※「チームあゆみ」事例発表 【県等主催事業参加】 ○期日：令和7年5月28日（水） 「農業・農村男女共同参画研修会」 ※「チームあゆみ」事例発表 参加者：チームあゆみ 6 名、事務局 1 名 ○期日：令和7年5月30日（金） 「農業・農村男女共同参画推進研修会」 ※「チームあゆみ」事例発表 参加者：チームあゆみ 6 名、事務局 1 名 ○期日：令和7年9月10日（水） 「女性農業委員・農地利用最適化推進委員の登用に関する要請会」 参加者：会長、チームあゆみ 6 名、事務局 2 名 ○期日：令和7年10月23日（木） 「関東ブロック女性農業委員等研修会」 参加者：チームあゆみ 6 名、事務局 2 名 ○期日：令和7年12月13日（金） 「とちぎ女性農業委員の会第 17 回通常総会」 参加者：チームあゆみ 5 名、事務局 2 名 《評価》 これまでの活動内容が評価され、昨年に引き続き、令和7年度農業委員会等表彰で農林水産大臣表彰を受賞した。 今後開催される研修会等にも積極的に参加していく。また、独自事業も企画開催し、多方面から支援していく。 《課題》 独自事業を計画・開催し、多方面からサポートした。 毎年開催している「はじめての農機具取り扱い講習会」や3年ぶりに実施した「農業女子のつどい」を予定通り実施した。 また、栃木県農村会議主催の研修会や県外農業委員会の視察研修等の依頼を受け、女性委員グループ「チームあゆみ」の活動について先進事例の発表を行った。 同時に多忙になったため、東洋大学蜂巢ゼミ生との新しい事業の展開や「ハチのクリスマス」への参加を見送るなど実施できなかった事業もあった。
--	---

農村生活研究グループ協議会への支援 【農政課】 《事業内容》 農村女性の地位向上を図ることを目的に、女性農業者を中心とする農村生活研究グループ協議会の活動を支援します。	会員有志で郷土料理の三五八床の袋詰め及び仕込みを行った。完成品は、主に与一の郷ごころ便の商品として出荷した。 ○三五八床袋詰め 期日：7月10日（木）20名参加 12月8日（月）18名参加 ○三五八床仕込み 期日：2月3日（土）12名参加 また、第35回大田原マラソン大会に出店し、けんちんうどんの販売を行った。 ○大田原マラソン大会 期日：11月23日（日）15名参加 《評価》 マラソン大会への出店の継続や、三五八床と与一の郷ごころ便に出品することを通して、外部へ女性活躍の様子をアピールすることができた。今後も上記の事業を継続しながら、新たな活動に取り組み、男女共同参画を推進していきたい。 《課題》 会員の高齢化が進んでいるため、将来を担う若手女性農業者の会員確保が課題となっている。	B
男女で築く農業経営の発展支援 【農政課】 《事業内容》 「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」の推進に向け、女性農業者に対して認定農業者（共同申請を含む）への誘導を行います。	令和7年度に認定した女性認定農業者数：14名 令和7年度3月末時点の女性認定農業者数合計：53名 《評価》 夫婦間の共同申請や家族経営協定締結を促し、農業経営における女性の活躍に努めていく。 《課題》 女性の認定農業者が依然として少ないことが課題となっている。	B
家族経営協定事業 【農業委員会】 《事業内容》 男女が対等な立場で家族農業経営を確立していくために、就業条件や経営管理全般にかかる家族経営協定書づくりに取り組みます。	認定農業者の申請及び農業者年金加入の際に、市農政課等と連携して協定締結に向けた推進活動を行った。 その結果、新たに7件の協定書が締結され、5件の協定書見直しを行った。また有効締結件数の見直しを行い、累計件数は388件となった。 《評価》 新規締結7件、見直し5件という実績は、地域農業の「経営の近代化」と「持続可能性」を両立させており、新規締結により、若手や女性の主体的な経営参画（認定農業者への道筋など）が進む一方、5件もの見直しが行われたことは、協定を形骸化させず、家族のライフステージに合わせて実効性を維持できている。 《課題》 締結内容が実施されているかの確認ができず、古い内容のまま形骸化している可能性がある。	A

施策の方向3 地域社会への男女共同参画の促進

施策(1) 市民活動との連携・支援

事業	令和7年度実施状況	評価
商工会議所女性部への支援 【商工観光課】 《事業内容》 女性の力で地域を元気にするため女性経営者で組織された、大田原商工会議所女性部の活動に対して支援を行います。	大田原商工会議所を通じて支援を行った。 《評価》 商工会議所女性部が実施する事業活動の支援につながっている。 《課題》 大田原商工会議所女性部と定期的な情報交換機会を設ける必要がある。	B

施策(2) 防災活動における男女共同参画の促進

事業	令和7年度実施状況	評価
地域での防災活動への参加促進 【危機管理課】 《事業内容》 男女双方の視点で防災活動や避難所運営を行うことができるよう女性の防災活動への参画を推進します。	市が開催した防災講座は13回あり、577名の方が参加した。そのうち女性の参加者は191名であった。 《評価》 地域における防災活動の推進を図った結果、多くの参加者を得ることができ、そのうち女性の参加者は3割を占め、本事業の効果がうかがえる。 《課題》 女性と男性で災害から受ける影響や避難所でのニーズが違うことについて、相互理解を深めるため、更なる女性の参加者を集い、防災活動への参加を推進する。	B

【基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり】

施策の方向1 家庭生活とその他の活動の両立支援

施策(1)ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発 【商工観光課】 《事業内容》 働く人や事業主等に対する仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しについての周知啓発をします。	市庁舎等に仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しに係るポスターの掲示やリーフレットを設置し、周知を図った。 《評価》 掲示や設置などの手法以外にも、市の広報誌やメール配信等の積極的なPR方法も考えたい。 《課題》 講演会等、事業実施に係る周知について、市のホームページや広報等の活用を検証する必要がある。	B
父親参加の子育てに向けた支援の推進 【こども支援課】 《事業内容》 母子健康手帳交付時及び出生届時に、育児支援の資料等を配布し、父親の育児参加を推進します。	○令和7年度妊娠届出数 308件 《評価》 妊娠届出及び出生届出の面接時に、父親（パートナー）に対しても育児参加の啓発を行っており父親の子育ての参加は年々増加している。 《課題》 妊娠期から育児に関心を持ち、主体的に取り組むことができるよう引き続き情報提供を行っていく必要がある。	A

施策(2) 子育て・介護支援体制の充実

事業	令和7年度実施状況	評価
保育サービスの充実 【保育課】 《事業内容》 通常保育に加え、延長保育、障害児保育、一時預かり保育、病児・病後児保育など、多様なニーズに対応した保育事業等の充実を図ります。	○乳幼児保育：1,752人 ○延長保育：延べ3,129人 （令和8年3月現在実数） ○障害児保育：延べ756人 ○一時保育：延べ868人 ○休日保育：延べ172人 ○病児・病後児保育：病児対応型 88人 病後児対応型 192人 体調不良児対応 3,539人 ○子育てランド事業補助金：8園 計 11,184,000円 預かり保育、放課後児童クラブ等、市と連携して子育て支援事業を行う幼稚園に対して、1園あたり200,000円を補助（障害児を預かっている場合は1人につき392,000円加算） 《評価・課題等》 今後も引き続き多様化する保育需要に適切に対応し、適正なサービスを提供していくとともに、その質的向上を図ることが求められている。	A

放課後児童健全育成事業 (学童保育)の充実 【保育課】	○公設民営学童保育館：10 か所（令和 8 年 3 月 31 日現在） 登録児童数：765 人 委託料： 199,404,000 円	
《事業内容》 放課後や夏休み等の長期休業中に、昼間、家庭に保護者のいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	○民設民営学童保育館：15 か所（令和 8 年 3 月 31 日現在） 登録児童数：813人 補助金： 227,731,230円 《評価》 登録児童数の増加に対応するため、民間事業者による既存施設の支援単位数を増やすことにより、児童受入枠を拡充した。 《課題》 令和 6 年度から親園小学校区と石上小学校区で実施している放課後居場所緊急対策事業で受け入れている児童は待機児童扱いとなっている。 今後も対象学区の児童が減少する見込みがないことから、施設整備を行い、待機児童を減らす必要がある。	A
ファミリーサポートセンター事業推進 【保育課】	利用実績：584 件 【令和 7 年度会員数 128 人】 ○提供会員：31 人 ○依頼会員：90 人 ○両方会員：7 人	
《事業内容》 地域における子育て支援を拡充するため、ファミリーサポートセンターの趣旨普及に努め、依頼会員及び提供会員の募集・育成を図ります。	《評価》 会員募集のため、民生委員総会での資料配布や自治会への班回覧、市内施設へのチラシ配布を積極的に行ったほか、新たに市内施設で出張登録会を実施した。 《課題》 実働できる提供会員の確保が課題となっている。	A
子育て支援拠点施設事業の推進 【保育課】	7 か所で実施。 【公営 4 か所 利用者数 9,075 人】 ※保護者・こどもの年間延べ人数 ○しんとみ子育て支援センター（しんとみ保育園内） 2,363 人 ○つどいの広場トコトコ（子ども未来館内） 5,693 人 ○つどいの広場さくやま（旧さくやま保育園内） 818 人 ○子育てサロンのざき（うすばアットホーム内） 201 人 【民営 3 か所 利用者数 3,730 人】 ※保護者・こどもの年間延べ人数 ○くろばね子育て支援センター（すくすくきっず） 1,912 人 ○ひかり子育て支援センター 1,138 人 ○ゆづかみ子育て支援センター（ゆづかみ保育園内） 680 人	
《事業内容》 施設指導員等による育児に関するアドバイスと育児情報の提供、子育てに関する相談受付を通して、地域の子育てを支援します。	《評価》 利用者の減少や施設の老朽化を踏まえ、令和 7 年度末をもって、つどいの広場さくやま及び子育てサロンのざきを廃止した。つどいの広場トコトコについては、令和 8 年度からの開館時間を見直し、利便性の向上を図った。 《課題》 少子化や共働きによる保育所等の利用に伴い、利用者が減少している。	A

保育料等の負担軽減 【保育課】 《事業内容》 保育園等入園児童の保育料等を軽減することにより、子育て世帯の経済的な支援を図ります。	【保育園等保育料の軽減】 保育園等入園児童にかかる利用者負担（保育料）軽減率は、国の基準から 69.6%である。 また、軽減実施人数は、第2子 221 人（実数）、第3子 93 人（実数）となっている。 《評価》 必要な費用負担軽減が図られている。 《課題》 保育園等保育料の軽減につきましては、引き続き負担軽減に努める。	A																
介護保険施設等の充実 【高齢者幸福課】 《事業内容》 介護保険施設等の充実に努め、介護者の負担軽減を図ります。	令和7年度の施設整備計画はありません。 《評価》 あんしんプラン第9期計画どおりの整備となっている。 《課題》 施設整備計画は中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を考慮し策定する必要がある。	A																
地域包括ケアシステムの整備促進 【高齢者幸福課】 《事業内容》 高齢者の生活を家族などの介護者だけではなく、地域全体で支え合うことができるよう、地域包括ケアシステムの整備を促進します。	「住み慣れた地域でいつまでも生き生きと安心して暮らせるまち」をめざし、医療・介護・地域が連携して高齢者を支援できる体制づくりを推進している。 ・大田原市ささえ愛サロン事業費補助金 高齢者を中心とする身近な「通いの場(ささえ愛サロン)」を運営する団体を支援する。 令和7年度交付 3団体（新規1、継続2団体） 《評価》 これまでも時間をかけて地域内の支援ネットワークを構築しており、あんしんプラン第9期計画に基づき、今後も継続していく必要がある。 《課題》 地域住民を巻き込んだ支援体制のネットワークをさらに広げる必要がある。様々な関係者が参加する体制の構築が必要である。	A																
在宅障害者（児）居宅生活支援事業の充実 【福祉課】 《事業内容》 在宅の身体・知的・精神の3障害者（児）の介護給付、自立支援医療、補装具費等の給付、地域生活支援により、家族の介護の軽減を図ります。	【自立支援給付】＊数値は令和8年3月利用実績 ○居宅介護 在宅の障害者（児）に対し、ホームヘルプを利用することにより、介護者の軽減を図った。 <table><tr><td>人数（ ）内の数は児童</td><td>回数（ ）内の数は児童</td></tr><tr><td>83 (2) 人</td><td>748 (25) 回</td></tr></table> ○日中活動 在宅の障害者（児）に対し、生活介護（デイサービス等）を利用することにより、本人及び家族等に対する支援を行った。 <table><tr><td>区 分</td><td>人数 () 内の数は児童</td><td>日数 () 内の数は児童</td></tr><tr><td>生活介護</td><td>227 (0) 人</td><td>4,547 (0) 日</td></tr><tr><td>日中一時</td><td>109 (77) 人</td><td>781 (541) 日</td></tr><tr><td>地域活動支援センターⅡ型</td><td>1 (0) 人</td><td>21 (0) 日</td></tr></table>	人数（ ）内の数は児童	回数（ ）内の数は児童	83 (2) 人	748 (25) 回	区 分	人数 () 内の数は児童	日数 () 内の数は児童	生活介護	227 (0) 人	4,547 (0) 日	日中一時	109 (77) 人	781 (541) 日	地域活動支援センターⅡ型	1 (0) 人	21 (0) 日	A
人数（ ）内の数は児童	回数（ ）内の数は児童																	
83 (2) 人	748 (25) 回																	
区 分	人数 () 内の数は児童	日数 () 内の数は児童																
生活介護	227 (0) 人	4,547 (0) 日																
日中一時	109 (77) 人	781 (541) 日																
地域活動支援センターⅡ型	1 (0) 人	21 (0) 日																

○短期入所（ショートステイ）

障害者（児）を介護している者が、疾病等の理由により、居宅における介護ができない場合、一時的に施設を利用することにより、家族等の負担軽減を図った。

人数（ ）内の数は児童	日数（ ）内の数は児童
81（17）人	805（97）日

【自立支援医療】

○更生医療

障害者（18歳以上）に対し、更生医療を受けることにより身体の障害を軽減し、医療に対する交付負担することにより、身体障害者の自立と社会経済活動への参加促進を図った。

区 分	交付件数
一般	28件
心臓	15件
血液透析	163件

○育成医療

障害児（18歳未満）に対し、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者に対して提供されるもので、令和7年度の支給はありませんでした。

区 分	支給件数
聴覚・平衡	0件
音声・言語	0件
肢体	0件
内部障害	0件

○精神通院

何らかの精神疾患により、精神医療を継続的に要する病状にあるものに対し、その通院に係る自立支援医療費の支給により負担軽減を図った。

・受給者数：1,226人（令和8年3月31日現在）

【補装具】

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすいするため、補装具の購入又は修理の支給を行った。

区 分	件数（ ）内の数は児童
交付	49(10) 件
修理	54（2）件

《評価》

情報提供に努めており、日中活動の生活介護や一時の利用が増加したことは評価できる。

《課題》

日中活動の生活介護や日中一時の利用に顕著な増加傾向が見られる。引き続き家族の負担軽減のため障害者の自立や療育に向けた障害福祉サービスの情報提供に努めていく。

また、手帳交付時に障害者福祉ガイドを渡すことで、申請に漏れないよう周知徹底する。

施策の方向2 男女の生涯にわたる健康の確保

施策(1)生涯を通じた健康保持の推進

事業	令和7年度実施状況					評価																																																			
性教育の充実 【学校教育課】	各小・中学校において、保健体育や特別活動の時間を活用して、発達段階に応じた性に関する指導を実施した。 中学校では外部講師（助産師・保健師等）による講話（思春期教室）を実施した。					B																																																			
《事業内容》 特別活動や保健体育において「性に関する指導」を年間指導計画に位置付け、計画的、継続的に指導を行います。	《評価》 年間指導計画に基づき、外部講師の活用など計画的に性に関する指導を実施することができた。今後は指導の質の均一化や性の多様性についての指導に努める。																																																								
	《課題》 指導内容（プレコンセプションケア等）に教職員間で差がでない工夫が必要であるとする。また、児童生徒の発達段階に応じた教材の充実や性の多様性やSNSに関する新たな課題への対応が求められる。																																																								
各種がん検診の実施 【健康政策課】	<各種がん検診の実施状況について> ○令和7年度各種がん検診の実施状況 <table><tr><th>項目</th><th>対象者</th><th>対象者数</th><th>受診者数</th><th>受診率</th></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>20歳以上の女性</td><td>15,452</td><td>4,032</td><td>26.1%</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>30歳以上の女性</td><td>13,973</td><td>5,983</td><td>42.8%</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>50歳以上の男性</td><td>8,307</td><td>3,278</td><td>39.5%</td></tr></table> ※各種がん検診における対象者数については、令和2年度国勢調査の統計情報を基に、国が指定した全国統一の基準により算出した、市でがん検診を受けるべき人の数とした。HPV併用検診における受診間隔（異常なしの方/3年後受診）については考慮していません。 ○受診率の推移 <table><tr><th></th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>前年比</th></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>27.8%</td><td>26.1%</td><td>▲1.7</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>45.3%</td><td>42.8%</td><td>▲2.5</td></tr><tr><td>前立腺がん検診</td><td>40.5%</td><td>39.5%</td><td>▲1.0</td></tr></table> ○がん検診推進事業 がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図るため、国の施策に基づき市が実施。各対象者に「がん検診手帳」及び「がん検診無料クーポン」を送付し、がん検診の受診勧奨を実施。 <table><tr><th></th><th>対象年齢</th><th>クーポン対象者</th><th>クーポン利用者</th><th>使用率</th></tr><tr><td>子宮がん検診</td><td>20歳</td><td>330</td><td>12</td><td>3.6%</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>40歳</td><td>376</td><td>89</td><td>23.7%</td></tr></table> 対象年齢は、当該年度4月1日時点での年齢					項目	対象者	対象者数	受診者数	受診率	子宮がん検診	20歳以上の女性	15,452	4,032	26.1%	乳がん検診	30歳以上の女性	13,973	5,983	42.8%	前立腺がん検診	50歳以上の男性	8,307	3,278	39.5%		令和6年度	令和7年度	前年比	子宮がん検診	27.8%	26.1%	▲1.7	乳がん検診	45.3%	42.8%	▲2.5	前立腺がん検診	40.5%	39.5%	▲1.0		対象年齢	クーポン対象者	クーポン利用者	使用率	子宮がん検診	20歳	330	12	3.6%	乳がん検診	40歳	376	89	23.7%	B
項目	対象者	対象者数	受診者数	受診率																																																					
子宮がん検診	20歳以上の女性	15,452	4,032	26.1%																																																					
乳がん検診	30歳以上の女性	13,973	5,983	42.8%																																																					
前立腺がん検診	50歳以上の男性	8,307	3,278	39.5%																																																					
	令和6年度	令和7年度	前年比																																																						
子宮がん検診	27.8%	26.1%	▲1.7																																																						
乳がん検診	45.3%	42.8%	▲2.5																																																						
前立腺がん検診	40.5%	39.5%	▲1.0																																																						
	対象年齢	クーポン対象者	クーポン利用者	使用率																																																					
子宮がん検診	20歳	330	12	3.6%																																																					
乳がん検診	40歳	376	89	23.7%																																																					

	《評価》 感染症対策を実施しながら、全 69 回の集団健診と、個別医療機関健診（子宮がん・乳がん）を実施した。個別通知や市ホームページにより健診（検診）受診の重要性の周知に努めたが、前年度より受診者数・受診率ともに減少している。 《課題》 健康の確保のためにがん検診の受診はとても重要であり、受診率を向上させる必要がある。健診の重要性について引き続き周知するとともに、どのような周知方法や受診勧奨が効果的か、情報収集や関係機関との検討を図りながら進めていく必要がある。また、受診しやすく、快適な健診受診環境を整えることも必要である。																																																													
女性セミナーの開設 【生涯学習課】	○女性セミナー開設 <table><tr><th>公民館名</th><th>学級数</th><th>受講者 (延べ)</th><th>回数</th><th>学習時間</th></tr><tr><td>大田原西</td><td>1</td><td>366</td><td>9</td><td>25</td></tr><tr><td>金田北</td><td>1</td><td>172</td><td>9</td><td>24</td></tr><tr><td>金田南</td><td>1</td><td>105</td><td>9</td><td>24</td></tr><tr><td>親園</td><td>1</td><td>109</td><td>8</td><td>24</td></tr><tr><td>野崎</td><td>1</td><td>207</td><td>9</td><td>19.0</td></tr><tr><td>佐久山</td><td>1</td><td>100</td><td>9</td><td>16.0</td></tr><tr><td>湯津上</td><td>1</td><td>132</td><td>9</td><td>27.0</td></tr><tr><td>黒羽・川西（黒羽）</td><td>1</td><td>221</td><td>9</td><td>21.5</td></tr><tr><td>黒羽・川西（川西）</td><td>1</td><td>166</td><td>9</td><td>25.0</td></tr><tr><td>両郷</td><td>1</td><td>185</td><td>10</td><td>37</td></tr><tr><td>須賀川</td><td>1</td><td>128</td><td>9</td><td>33</td></tr></table> 《評価》 各地区で継続的に実施されており、安定した運営が図られている。 受講者数も一定数確保されており、地域における学習機会として定着している。回数・学習時間ともに充実しており、計画的な学びの場が提供されており、今後も地域の実情に応じた魅力ある事業としての発展が期待される。 《課題》 参加者数に地区間の差が見られ、参加状況にばらつきが生じている。 学習内容が参加者のニーズや関心と十分に合致していない可能性があり、参加者が固定化する傾向も見られ、新規参加者の確保が課題となっている。今後は内容の充実とともに、幅広い層が参加しやすい工夫が求められている。	公民館名	学級数	受講者 (延べ)	回数	学習時間	大田原西	1	366	9	25	金田北	1	172	9	24	金田南	1	105	9	24	親園	1	109	8	24	野崎	1	207	9	19.0	佐久山	1	100	9	16.0	湯津上	1	132	9	27.0	黒羽・川西（黒羽）	1	221	9	21.5	黒羽・川西（川西）	1	166	9	25.0	両郷	1	185	10	37	須賀川	1	128	9	33	A
公民館名	学級数	受講者 (延べ)	回数	学習時間																																																										
大田原西	1	366	9	25																																																										
金田北	1	172	9	24																																																										
金田南	1	105	9	24																																																										
親園	1	109	8	24																																																										
野崎	1	207	9	19.0																																																										
佐久山	1	100	9	16.0																																																										
湯津上	1	132	9	27.0																																																										
黒羽・川西（黒羽）	1	221	9	21.5																																																										
黒羽・川西（川西）	1	166	9	25.0																																																										
両郷	1	185	10	37																																																										
須賀川	1	128	9	33																																																										

女性スポーツ教室の開催 【スポーツ振興課】	女性へのスポーツの普及、健康づくりを目的として次の教室を開催した。 ○ゴルフレベルアップ教室(対象：一般) 参加者：男性 4 名 女性 6 名(5～7 月 全 8 回) ○ゴルフレベルアップ教室中上級者向け(対象：一般) 参加者：男性 5 名 女性 9 名(8～10 月 全 8 回) ○ジュニアゴルフ教室(対象：小学生～中学生) 参加者：男性 3 名 女性 3 名(5～7 月 全 6 回) ○ゴルフ入門教室(対象：一般) 参加者：男性 1 名 女性 9 名(6～9 月 全 14 回) ○シニアゴルフ教室(対象：60 歳以上) 参加者：男性 5 名 女性 8 名(6～8 月 全 8 回) ○秋の市民ゴルフ教室(対象：一般) 参加者：男性 8 名 女性 12 名(9～10 月 全 8 回) ○冬の市民ゴルフ教室（午前）(対象：一般) 参加者：男性 9 名 女性 12 名(1～3 月 全 8 回) ○冬の市民ゴルフ教室（午後）(対象：一般) 参加者：男性 2 名 女性 17 名(1～3 月 全 8 回)	A
《事業内容》 年代や個性に応じた健康づくりを推進するため、「市民一人 1 スポーツ」の観点から女性スポーツ教室を開催します。	《評価》 冬の市民ゴルフ教室の開催時期を前年と変えて募集したところ、多くの女性の申込みがあり、効果があったものと考えている。	
	《課題》 女性スポーツ教室は NP0 法人大田原市スポーツ協会の事業、生涯学習課の市民学校事業と重複する教室事業があることから令和 5 年度を最後に廃止となった。 現在、スポーツ振興課で行っている教室事業の課題として、対象者がより限定的であるジュニアゴルフ教室、シニアゴルフ教室では参加者が定員と比べて少ないことが課題として考えられる。 今後は教室の対象者や内容の変更、新規教室事業等含め、市民の需要に応じて教室事業のさらなる見直しを実施していく。	

施策(2)母子保健の充実

事業	令和 7 年度実施状況	評価
不妊治療費補助金交付 【こども支援課】	保険適用外の不妊検査・治療に係る費用の 1/2 以内で 15 万円を上限に助成する（通算 5 回まで）。 補助金交付件数 8 件 補助金交付額 506,000 円	A
《事業内容》 不妊治療を受けた方に、保険診療適用外の治療費の一部を助成します。	《評価》 治療が終了した翌年度末まで申請が可能であり申請しやすい事業となっている。	
	《課題》 令和 7 年度の交付申請件数は少なかったため、より積極的に制度の周知に努めていく必要がある。	

妊婦健診受診票の交付 【こども支援課】 《事業内容》 安心して妊娠・出産に のぞむことができるよ う、妊婦健診の受診票を 交付し、医療費の公費負 担をします。	妊婦健診受診票交付者数は308人、延べ受診者数では3,332人の 受診があった。 【結果】異常なし 3,184人 要経過観察 125人 要医療 23人 《評価》 妊婦健診の結果の返却があることで、未受診者へのフォローな ど妊婦等包括相談支援事業につなげることができ関係機関との連 携もできている。 《課題》 母子の健康管理・妊娠出産に係る経済的負担の軽減のみなら ず、産後うつ予防や新生児への虐待予防につながるよう、継続 して医療機関との連携を密にし、必要な支援を受けられるよう にしていこう。	A
妊産婦医療費助成事業 【こども支援課】 《事業内容》 妊産婦の医療費の一部 を助成することにより、 疾病の早期発見と受療を 促進し、母子保健の向上 を図ります。	妊産婦に対して、医療費の一部を助成した。 対象人数 502人 助成件数 2,064件 助成額 9,842,119円 《評価》 妊産婦の医療費の一部を助成することによって、母子保健の向 上の一助となっている。 《課題》 助成件数が減少しているため、母子手帳交付時に、妊産婦に対 して、助成申請等についてより詳細に説明する必要がある。	A
産婦健診費助成事業 【こども支援課】 《事業内容》 産後2週間と1ヵ月の産 後健診について、1回 5,000円を上限に2回助成 します。	○産後2週間健診助成者 262人(96.7%) ○産後1ヵ月健診助成者 271人(100.0%) 《評価》 産後2週間健診は里帰り出産のため未実施となる場合があり、 受診率は100%を下回るが、産後1ヵ月健診では全ての産婦が受診 し、健康管理が図れている。 《課題》 産後の早い段階で産後うつ傾向にある方の把握が可能となり、 産後の早期支援につながっているため、今後も継続していく必要 がある。	A

妊婦等包括相談支援事業 【こども支援課】	①妊娠届（母子健康手帳交付）の際に、妊婦アンケートをもとに面接を行い、相談等に対応している。 ・妊娠届数 308件 ・面接実施数 303件（98.4%） ・要支援妊婦実人数 154人 ※要支援妊婦：継続支援が必要な妊婦 ②妊娠7～8か月時にアンケートを送付していたが、令和7年9月予定日の妊婦からアンケートをもとに相談支援を開始した。 ・アンケート送付数 270 件 ・アンケート回収数 268 件（99.3%） ・面接者 112 人 ・電話対応 118 人 ③出産後、赤ちゃん訪問を実施し、児の発育を確認するとともに母の心身の健康状態、育児状況を確認し、相談に応じている。 ・対象者 276 人 ・訪問数 274 人（99.3%） ・要支援妊産婦 実人数 154 人 ※要支援妊産婦：継続支援が必要な妊産婦	
《事業内容》 専任職員として「子育てコーディネーター」を配置し、妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぎます。	《評価》 ①産科医療機関等とも連携しながら、子育てコーディネーターと地区担当保健師が情報共有し、相談支援に対応している。 ②令和7年7月から令和8年6月予定日の妊婦にアンケートを実施している。電話が繋がらない妊婦は産科医療機関等に状況確認を行い、状況の把握を行うことができている。 ③自宅に訪問することで育児状況が把握しやすくなり必要な方に必要な支援ができている。	A
	《課題》 ①支所で母子健康手帳を交付した方に対しては、窓口での保健師面接ができないため、後日、妊婦アンケートをもとに電話等での相談支援を実施していく必要がある。 ②相談支援については、来庁時の実施や産前休暇中に入電し、実施の日程を調整するなど妊婦が対応しやすい状況を整理しており、今後も同様の時期に連絡し相談支援のきっかけを作っていく必要がある。 ③出生後、母子分離となっている場合を除き、全数訪問できているため、今後も継続し漏れなく切れ目ない支援をしていく。	
思春期保健の充実 【こども支援課】	講師は、国際医療福祉大学教員（助産師）、中京学院大学教員（助産師）、日本赤十字看護大学教員、国際医療福祉大学塩谷看護専門学校教員（助産師）、那須赤十字病院助産師、在宅の助産師等に依頼し、正しい知識の普及に努めている。 ○小学校（5・6年生） 18校実施 523人参加（92.1%） ○中学校（1・2・3年生） 9校実施 1,544人参加（93.6%）	A
《事業内容》 豊かな父性及び母性を育むため、市内全小・中学校において思春期教室を実施し、正しい知識の普及と自己決定能力の育成を図ります。		

	《評価》 心身ともに成長が著しく、人格形成にとっても重要な時期に、豊かな父性母性を育むために実施している。小中学生の現状を考慮し、こどもたちの実情に応じた内容で、こどもたちは自分の事として受け止め、自分自身の体を大切にすること、他者を思いやる心を育む機会となっている。 《課題》 市内小・中学校全校で実施しているが、国は令和7年度から5か年計画でプレコンセプションケアを推進しており、思春期健康教育の中にもプレコンセプションケアの概念と相談窓口の普及啓発を入れていく必要がある。	
--	---	--

施策の方向3 援助が必要な人への支援

施策(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

事業	令和7年度実施状況	評価
養護老人ホーム措置事業 【高齢者幸福課】 《事業内容》 居宅で養護を受けることが困難な高齢者を措置支援することで、安心して暮らせる環境を整備します。	身体上又は精神上の理由や経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者に係る養護老人ホームへの入所措置を講じている。 令和6年度末 措置者数 54 人 《評価・課題等》 入所に際しては、「老人ホーム入所判定委員会」において審査判定し、適切に入所措置が講じられるよう努めている。	A
高齢者の就業機会の充実 【高齢者幸福課】 《事業内容》 シルバー人材センターに対する事業費補助等により、高齢者の就業の促進を図ります。	シルバー人材センターが行う高年齢者労働能力活用事業の実施に要する経費の一部に対し、補助金を交付する。 ○補助金額 17,085,000 円 ○会員登録数 283 人 (令和7年度末) 《評価》 高齢者の就労は健康維持や介護予防策として有効であり、事業実施によって地域活力の維持につながることも期待される。 《課題》 高年齢者雇用安定法の経過措置終了に伴い、65歳までの雇用確保が義務化されたことから、就労する登録者の確保が課題となっている。	A
社会的活動の場の提供 【高齢者幸福課】 《事業内容》 老人クラブの体制強化を図ることにより、社会活動の場を提供します。	・老人クラブ連合会補助金 2,332,960 円 ・単位老人クラブ補助金 1,387,000 円 ・単位老人クラブ数 令和7年度 43 クラブ ・会員総数 1,430人 《評価》 老人クラブの数や会員数は減少傾向にあるが、引き続き高齢者の生きがいづくり活動や社会参画を支援する必要がある。 《課題》 老人クラブ参加者の高齢化、固定化が進んでおり、新規参加者が減少している。役員の高齢化も進行している。	A

施策(2) 貧困に直面する女性等に対する支援

事業	令和7年度実施状況	評価
就労支援事業 【こども支援課】 《事業内容》 母子家庭の母又は父子家庭の父が一刻も早く就業・自立ができるよう、大田原市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給します。	○高等職業訓練促進給付金事業 ・給付件数 1件 ・相談件数 0件 ○自立支援教育訓練給付金事業 ・給付件数 2件 ・講座指定件数 1件 ・相談件数 1件 《評価》 相談のあった方に対し給付金支給につなげることができた。 《課題》 今後も事業周知を図るとともに、就労へ向けた支援の拡充を図る。	A
児童扶養手当給付事業 【こども支援課】 《事業内容》 父母の離婚・父親又は母親の死亡などによって父親又は母親と生計を共にしていない児童や、重度の障害のある児童を健やかに育成することができるよう、児童扶養手当を支給します。	○令和8年3月末日現在受給資格者数 498人 【内訳】 ・全部支給者数 208人 ・一部支給者数 216人 ・全部停止者数 74人 ○令和7年度新規認定件数 62件 《評価》 請求のあった家庭の状況を把握し必要な手当を支給することができた。 《課題》 ひとり親家庭の状況を的確に把握し、適切な手当の支給を実施する。	A
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【こども支援課】 《事業内容》 経済的な自立を更に促進するため資金の貸付が必要になったとき、母子父子自立支援員が資金の貸付や償還の相談に応じます。	○相談件数 33件 【貸付】 ○生活資金 1件 《評価》 相談対応を通じて各家庭の状況把握が図られており、必要に応じた貸付支援につながる体制が整備されている。 《課題》 相談は一定数あるものの貸付実績が限られていることから、制度の更なる周知とともに、各家庭の状況に応じたきめ細かな支援につなげていくことが必要である。	A
ひとり親家庭医療費助成事業 【こども支援課】 《事業内容》 ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一部を助成することにより、その心身の向上を図り、ひとり親家庭の福祉を増進します。	母子及び父子家庭等に医療費の一部を助成した。 対象世帯 595世帯 対象人数 1,427人 助成件数 4,521件 助成額 12,526,408円 《評価》 母子及び父子家庭等に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の経済的支援に繋がっている。 《課題等》 対象世帯数が増加傾向にあるため、ひとり親家庭の状況を的確に把握し、適切な支援に繋げる必要がある。	A

生活困窮者自立支援事業 【福祉課】 《事業内容》 生活上の困難に直面した方に対し、地域の中で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じた相談・支援を行います。	生活困窮者自立相談支援事業 ・新規相談受付件数 86 件（女性 41 件、男性 45 件） ・プラン作成件数 6 件（女性 3 件、男性 3 件）	B
	《評価》 新規相談受付件数は前年より少ないが、プラン作成件数が増加したのは評価できる。	
	《課題》 住居確保給付金の申請・支給がなかった。相談者へ円滑な支援へとつなげられるよう、相談者のニーズを的確に把握するよう努める。	

施策(3) その他困難を抱える人への支援

事業	令和7年度実施状況	評価
LGBTQへの理解を深めるための取組 【政策推進課】 《事業内容》 LGBTQに関する正しい理解を深めるための啓発や情報・学習機会の提供を行います。	○高校生対象講座（栃木県立大田原高校） 期日：令和7年9月18日 場所：大田原高等学校 体育館 内容：講演 テーマ「人権としての＜性＞をまなぶ」 講師：宇都宮大学 共同教育学部 准教授 良 香織氏 参加者：全校生 572 人 《評価》 大田原高校の全校生を対象とした大規模な講演会を実施できたことは、多感な時期にある若年層（高校生）へ LGBTQ に関する正しい知識を浸透させる上で有意義な取組であった。 また、生徒だけでなく、教職員の理解促進にも寄与した。 《課題》 学校現場のみならず、地域住民や事業者など、社会全体における理解を広げるための情報発信や啓発・学習機会の提供が必要である。	A
性的少数者への教育相談の充実【学校教育課】 《事業内容》 学校教育の場において、児童・生徒に対し、相談体制やサポート体制の充実を図ります。	市内小・中学校全校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣し、教職員への助言・ケース会議を実施した。 《評価》 SC・SSWの派遣により、専門的な相談支援体制の充実が図られた。引き続き、学校と関係機関の連携を強めていく。 《課題》 SC・SSWの配置回数が限られており、今後専門的支援を要するケースの増加への対応が不十分な場合が想定される。	B

外国人子女相談員の配置 【学校教育課】 《事業内容》 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に対し、ポルトガル語等を母語とする相談員を学校に配置し、学習支援活動や教育相談、文書の翻訳業務を行います。	県が指定する「外国人児童生徒教育拠点校」である大田原小学校・西原小学校・大田原中学校に、日本語とポルトガル語・中国語に堪能な市会計年度任用職員である「外国人子女相談員」を4名配置し、外国人児童生徒の支援を行った。さらに、小学校入学前に日本語が分からない児童や保護者のために日本語支援相談会を実施し、拠点校制度を説明するなど、就学の支援を行った。 《評価》 相談会に来た保護者には、拠点校制度についてだけでなく、日本の学校生活や卒業後の進路についてなど、様々な情報を提供した。また、令和8年4月に開校した「夜間中学」などの紹介も行い、適切な学びの環境を提供することができた。 《課題》 外国人児童生徒の多国籍化・散在化が年々進んでいる。今後は日本語支援相談会を小学校就学前の児童や保護者にさらに周知し、小学校入学前に拠点校への就学を進めていく必要があると考える。	B
---	---	----------

評価の目安

- A：達成された（90%以上）
B：概ね達成された（80%以上）
C：あまり達成されていない（60%以上）
D：達成されていない（60%未満）

【計画の推進】

1 推進体制の充実

施策（１）庁内推進体制の強化

事業	令和７年度実施状況	評価
庁内における意識啓発 【総務課】【政策推進課】 《事業内容》 市職員へ意識啓発のための講座や講演会等の情報提供を行います。	○広報紙「ばらんす」を庁内掲示板に掲載し、市職員全員に向けて意識啓発した。 ○各種講座のポスターを庁内掲示板、本庁舎デジタルサイネージ、支所・公民館等で掲示し、情報提供した。 《評価》 庁内掲示板等を用い、全職員に対し、効率的に情報を届けられる体制づくりに努めた。 《課題》 意識啓発のための情報を届ける体制は構築できた。今後、届いた情報から職員がどう行動を変えるか、どう職場に定着させるかが課題である。	A
女性職員の管理的地位への登用拡大 【総務課】 《事業内容》 キャリア形成支援の取組を進め、公平公正な能力評価を行うことにより、市の女性職員の管理職等への登用を推進します。	※令和７年４月１日 管理的地位（管理職手当が支給される者） 部長級、課長級及び課長補佐級の職員：63人のうち女性12人 登用率：19.0% 【内訳】 ①部長級 10人中 女性1人 ②課長級 30人中 女性3人 ③課長補佐級 23人中 女性8人 《評価》 令和７年度は目標達成されませんでした。 《課題》 女性職員の職域拡大のための研修への参加を促し、キャリア形成支援に努めた。 令和３年３月策定の大田原市特定事業主行動計画における女性職員の係長以上の職の割合目標が令和７年度は28.0%であり、実績が19.0%であるため、目標は達成されませんでした。	C

「特定事業主行動計画」の推進【総務課】 《事業内容》 すべての職員が仕事と生活の調和を推進し、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる職場環境を整備するため、特定事業主行動計画を推進します。	大田原市特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づき、家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備を目指しており、率先して特別休暇や育児、介護休暇等の取得を促進した。 ○女性職員の育児休業取得率 100%（年度目標：100%） ○男性職員の育児休業取得率 78%（年度目標：10%） ○配偶者出産時の特別休暇取得率 94%（年度目標：90%） 【参考】特別休暇の取得者数及び平均取得日数 ① 子の看護休暇 143人 5.2日 ② 介護休暇 37人 3.7日 ③ 配偶者出産時の特別休暇（男性職員） 9人 1.9日 ※配偶者出産時の年次休暇取得日数を含む。 《評価》 令和7年度の目標は達成された。 《課題》 大田原市特定事業主行動計画において、女性の育児休業取得率100%の維持、男性職員の育児休業取得率を令和7年度まで毎年度に10%以上、男性職員の配偶者出産時の特別休暇取得率を令和7年度までに90%以上とすることなどを目標として定めている。	A
男性職員の育児休業取得促進【総務課】 《事業内容》 性別にかかわらず仕事と育児を両立できる職場環境の整備を目的として男性職員の育児休業の取得を促進します。	大田原市特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づき、家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備を目指しており、男性職員の育児休業の取得を促進した。 ・男性職員の育児休業取得率 78%（年度目標：10%） 《評価》 実績は78%であるため、目標は達成された。 《課題》 大田原市特定事業主行動計画において、男性職員の育児休業取得率を令和7年度まで毎年度10%以上とすることを目標としている。令和7年度は10%を目標として定めている。	A

施策(2) 国、県、他市町村との連携

事業	令和7年度実施状況	評価
各種研修への積極的参加 【政策推進課】 《事業内容》 国や県、他市町村との情報共有を図るため、最新の動向を把握し、研修会への積極的な参加を促すことで、本市の施策推進につなげます。	国や県、他市町村との情報を収集するため、研修会に参加した。 ○男女共同参画の視点からの災害対応連絡会議（栃木県主催） 期日：令和7年7月23日（水） 場所：栃木県庁研修館 内容：講演「男女共同参画や女性の視点からの防災について」 グループワーク「災害時のリアルな被災者困難課題に向き合い対応力を高めよう！」 講師：減災と男女共同参画研修推進センター 共同代表 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員 浅野 幸子氏 ○3市町女性団体研修交流会 期日：令和7年9月5日 場所：那須町文化センター 小ホール 内容：【第1部】講演会「防災士について・地震への備え」 【第2部】避難所設営体験および非常食試食会 【第3部】グループワーク「クロスロードゲーム」 講師：NPO 法人栃木県防災士会 理事長 稲葉 茂氏 参加者：49名（大田原市女性団体連絡協議会より20名参加） 《評価》 ○男女共同参画の視点からの災害対応連絡会議においては、最新の情報を得ることができた。 ○3市町女性団体研修交流会では、大田原市女性団体連絡協議会から20名が参加し、防災意識の高さを引き出した。 また、他市町村との交流を通して、地域特有の防災課題や取り組み事例を共有することで、多角的視点を養うことができた。 《課題》 今後も継続して国や県の最新の動向を把握し、時代ニーズに合致した施策推進につなげる必要がある。	A

2 プランの進行管理

施策(1)年次報告書の作成・公表

事業	令和7年度実施状況	評価
年次報告書の作成 【政策推進課】 《事業内容》 各施策の実施状況を年次報告書としてとりまとめ、男女共同参画審議会に報告するとともに、市民・事業者に対し、公表します。	令和6年度男女共同参画に関する年次報告書を作成 「令和6年度男女共同参画に関する年次報告書（案）」の内容について庁内において検討し、大田原市男女共同参画審議会に報告するとともに、広報紙、市ホームページで公表した。 《評価》 令和6年度の各施策について、遅滞なく審議会に報告し、市ホームページ、市広報紙において公表できた。 《課題》 年次報告書の報告、公表の継続。	A
男女共同参画審議会との連携 【政策推進課】 《事業内容》 年次報告書の報告を通じて、本計画の事業評価や進捗管理を行います。	大田原市男女共同参画審議会 期日：令和7年7月17日 内容：(1)「令和6年度男女共同参画に関する年次報告書（案）」について (2)次期「おおたわら男女共同プラン」策定に向けたスケジュール（案）について (3)次期「おおたわら男女共同参画プラン」策定に向けたアンケート調査内容について 《評価》 年次報告や次期プランについて、審議会から出た意見を施策に反映することができた。今後も、審議会と連携を図り、審議会からの意見を施策に反映させていく。 《課題》 審議会との連携の継続。	A

参 考 資 料

大田原市男女共同参画を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 基本的施策（第8条－第15条）

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第16条・第17条）

第4章 大田原市男女共同参画審議会（第18条）

附則

前文

人がその性別にかかわらず、一人一人が心豊かに、自分らしく生きることができる社会の実現は、私たちの願いである。

大田原市においては、人間尊重を基本理念とした市民憲章に基づき、大田原市総合計画を指針として、市民生活の向上を目指すとともに、男女平等社会の実現に向け「おおたわら男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、社会的、文化的に形成された性別による固定的な役割分担や慣行は、依然として根強く残っており、社会における男女間の不平等を感じている市民も少なくない。

さらに、意思決定の場への男女の積極的な参画、家庭生活における活動と他の活動の両立等なお一層の努力が求められている。

こうした状況の中、少子高齢化、家族形態の多様化、高度情報化、国際化など社会経済情勢の急激な変化に伴い、解決すべき課題も抱えている。

ここに、大田原市は、男女の特性を尊重し、共に支え合い、責任を分かち合い、幸せを実感できる住みよいまちを築くため、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念及び目指すべき姿を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内における公的機関又は事業活動を行う個人、法人、非営利団体、自治会等をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の望まない性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける身体的、心理的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動に対等に参画し、両立できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し尊重し合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組を十分理解し、協調して行われること。

(目指すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の実現にあたり、次に掲げる事項を目指すべき姿として、この達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において目指すべき姿

ア 家族一人一人を尊重し、自分の意思で多様な生き方を選択し、それらを互いに認め合い、家事、子育て、介護等を担い合う家庭

イ ドメスティック・バイオレンスのない明るい幸せな家庭

(2) 教育の分野において目指すべき姿

学校教育、社会教育その他あらゆる分野において、男女平等意識が醸成され、かつ、個性や能力が大切にされる教育

(3) 地域において目指すべき姿

男女共同参画が阻害される慣習やしきたりを見直し、男女が、差別なく地域の諸活動に参加し、企画や実践に関われる地域

(4) 職場において目指すべき姿

ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価される職場

イ セクシュアル・ハラスメントがなく、それぞれの人格を認め合って安心して働ける環境が保障される職場

ウ 男女が等しく、職業生活における活動及び家庭生活における活動を両立し、その他の活動も行うことができる職場

エ 家族経営的な農商工業等においては、男女が対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保され、並びに正當に評価される職場

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、前条に定める目指すべき姿（以下「目指すべき姿」という。）を念頭に置き、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定する責務を有する。

2 市は、前項の施策について、市民、事業者、国、他の地方公共団体等と協力し、及び連携して実施する責務を有する。

3 市は、男女共同参画の推進に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野において、基本理念に基づき、目指すべき姿を念頭に置き、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、目指すべき姿を念頭に置き、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、大田原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画を策定し又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(意識の啓発)

第9条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、あらゆる機会を通じて広報活動、情報提供、学習の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関の委員等)

第11条 市は、附属機関の委員等を任命又は委嘱するときは、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(活動の支援)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての自主的な活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(意見等申出の対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者から、意見、苦情等の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるとともに、必要と認めるときは大田原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権の侵害に関し、市民及び事業者から相談を受けたときは、関係機関と連携し、解決に努めるものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第16条 すべての人は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害の行為をしてはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報への配慮)

第17条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担や、異性に対する暴力等を助長若しくは連想させる表現又は不適切な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 大田原市男女共同参画審議会

(大田原市男女共同参画審議会)

第18条 市に、大田原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 行動計画の策定及び変更に関すること。

(2) 施策に関する意見等の申出への対応に関すること。

(3) その他男女共同参画の推進に関して必要な事項

3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

4 委員は、市民、学識経験者等から市長が任命又は委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任を妨げない。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

大田原市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大田原市男女共同参画を推進する条例（平成16年条例第21号）第18条第7項の規定に基づき、大田原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(H20規則22. 23年度規則16. 一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第22号）

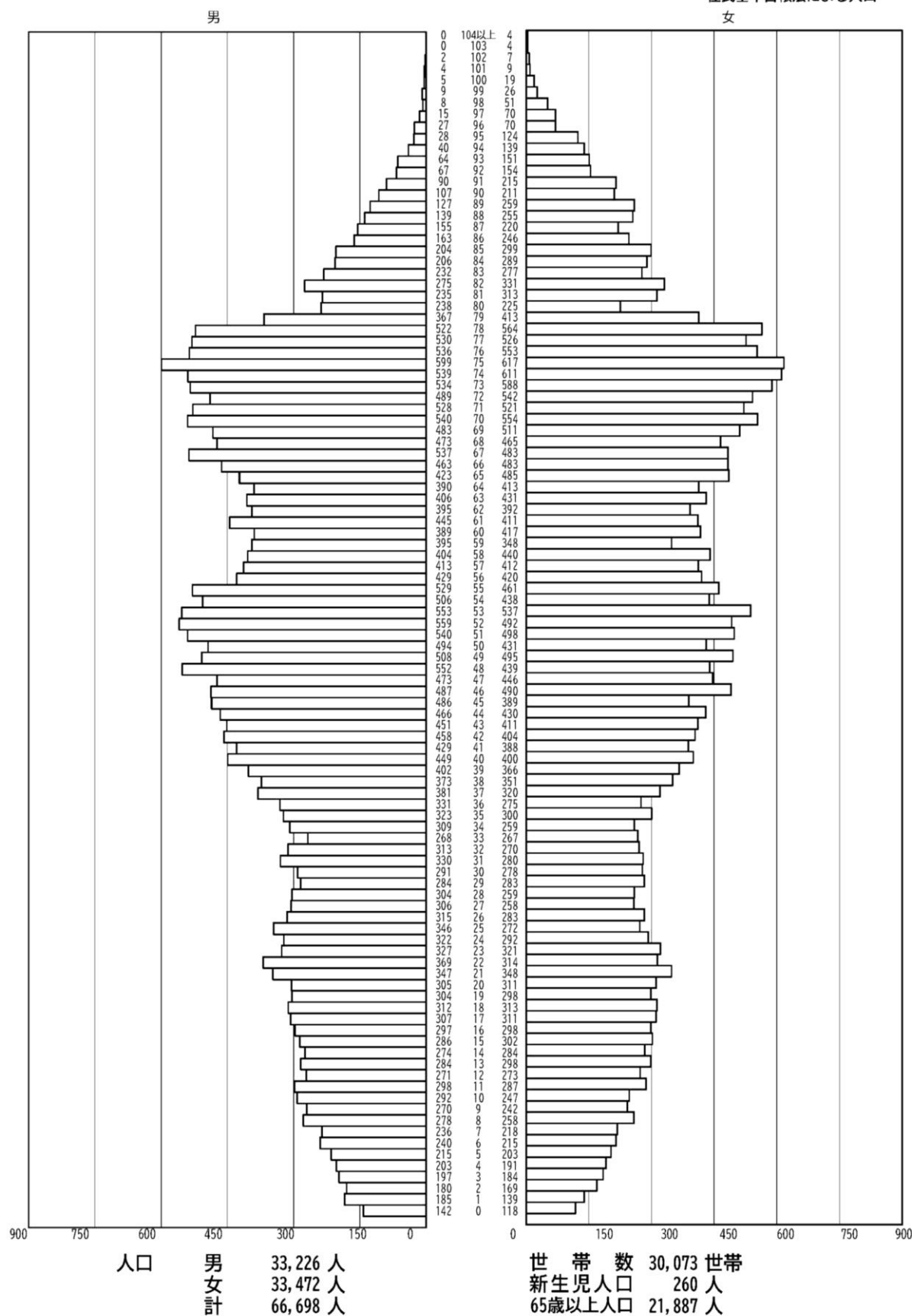
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第16号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

大田原市 男女・年齢別人口

令和8年4月1日 現在
住民基本台帳法による人口



大田原市総合政策部政策推進課

〒324-8641 大田原市本町1丁目4番1号

TEL 0287-23-8715 FAX 0287-23-8748

E-mail : seisakusuishin@city.ohtawara.tochigi.jp